令和４年11月30日

郡市区等医師会　　御中

大 阪 府 医 師 会
（ 公 印 省 略 ）

スキサメトニウム注射剤が安定供給されるまでの
必要な患者への優先的な使用等の対応への協力について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より各都道府県等衛生主管部（局）宛てに事務連絡「スキサメトニウム注射剤が安定供給されるまでの必要な患者への優先的な使用等の対応への協力について（周知依頼）」が発出されるとともに、日本医師会を通じ本会に対しても周知方依頼がありました。

スキサメトニウム注射剤は、特に精神神経科における電撃療法の際の筋弛緩に対しては必要度の極めて高い薬剤とされていますが、現在、原薬の製造が困難となっていることを理由に、限定出荷が行われています。本剤の製造販売業者に対しては、厚生労働省より、早期の安定供給再開に向けた対応が依頼されているところですが、現時点で新たな原薬製造所の選定に至っておらず、安定供給に支障が生じているところです。

本事務連絡は、このような状況の中、限られた医療資源を治療が必要な患者に優先的に届けることを考慮し、本剤が安定供給される当面の間、別添の日本麻酔科学会の情報等を参考にしていただきたいことの周知を依頼するものです。

具体的には、代替治療のない精神神経科における電撃療法の際の筋弛緩への優先的な使用を考慮し、麻酔時の筋弛緩・気管内挿管時の筋弛緩の場合には、可能な限り代替治療等を検討いただきたいことや、買い込みを行わず、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいことが示されています。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会　学術課
〒543-8935　大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267